

議案第113号

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例の設定について次とおり三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉田 秀光

平成10年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民の余暇活動と交流を助長し、自然とのふれあいや自然環境に関する意識を高め、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター（以下「ウォーキングセンター」という。）を三朝町大字三徳1095番地の3に設置する。

(開館期間及び開館時間)

第3条 ウォーキングセンターの開館期間及び開館時間は、規則で定める。

(利用の許可)

第4条 ウォーキングセンターを利用しようとする者で、その使用が次の各号の1に該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) ウォーキングセンター内の展示室及びレクチャールームを独占して使用する場合
- (2) 設備を設ける場合
- (3) 物品の販売その他営利を目的とする場合
- (4) 募金活動、署名運動その他これらに類する行為をする場合

2 町長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第5条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の禁止又は制限)

第6条 町長は、ウォーキングセンターを利用しようとする者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ウォーキングセンターの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公共の秩序及び善良なる風俗に反し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備若しくは器具(以下「施設等」という。)又は展示品を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失させ、又はそのおそれがあると認めたとき。
 - (3) 他人に危害を加え、若しくは迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認めたとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ウォーキングセンターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (使用料)

第7条 ウォーキングセンターの利用は、無料とする。ただし、第4条第1項の規定による町長の許可を受けなければならない利用については、それぞれ別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 使用料は、利用を許可するときに徴収する。

3 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第8条 町長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別の理由により必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第9条 町長は、ウォーキングセンターの保全及び管理に関する事務について、その一部又は全部を個人又は団体に委託することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、ウォーキングセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係） 施設使用料

区 分	使 用 料 金（1室につき）	
	4 時 間 以 内	4時間を超える場合
展 示 室 レクチャールーム	500円	1,000円